

令和 5 年度
定期監査報告書

石岡市監査委員

目 次

第1	監査の期日及び監査の対象	1
第2	監査の執行者	2
第3	監査の範囲及び方法	2
第4	監査の結果	2

市長公室

秘書広聴課	6
わがまち発信室	6
政策企画課	6

総務部

防災危機管理課	6
契約検査課	6

財務部

財政課	6
管財課	6

生活環境部

市民課	6
保険年金課	7
水道課	7

保健福祉部

高齢福祉課	7
介護保険室	7
ふれあいの里石岡ひまわりの館	7
地域包括支援センター	7
こども福祉課	7
健康増進課・石岡保健センター・八郷保健センター・地域医療 対策室	7

産 業 戦 略 部

商工観光課	7
産業プロモーション課	8

都 市 建 設 部

都市計画課	8
道路建設課	8

八 郷 総 合 支 所

総務課	8
園部出張所	8
市民窓口課	8

農 業 委 員 会

農業委員会事務局	8
----------	---

教 育 委 員 会

教育総務課	8
学校再編推進室	8
指導室	9
中央公民館	9
東地区公民館	9
城南地区公民館	9
スポーツ振興課・石岡運動公園・八郷総合運動公園	9

消 防 本 部

総務課	9
予防課	9
警防課	9
石岡消防署・柏原分署・愛郷橋出張所	9
八郷消防署・山崎出張所	9

第1 監査の期日及び監査の対象

期 日	監 査 の 対 象	監 査 の 対 象
令和6年 1月16日	市 長 公 室	秘書広聴課（わがまち発信室を含む）
	総 務 部	契約検査課
	市 長 公 室	政策企画課
1月18日	財 務 部	管財課
	総 務 部	防災危機管理課
1月23日	生 活 環 境 部	市民課
		保険年金課
1月25日	保 健 福 祉 部	健康増進課（石岡・八郷保健センター、地域医療対策室を含む）
		ふれあいの里石岡ひまわりの館
		地域包括支援センター
1月30日	保 健 福 祉 部	高齢福祉課（介護保険室を含む）
		こども福祉課
2月1日	産 業 戦 略 部	商工観光課
		産業プロモーション課
2月6日	都 市 建 設 部	都市計画課
		道路建設課
2月8日	八 郷 総 合 支 所	総務課（園部出張所を含む）
		市民窓口課
	教 育 委 員 会	教育総務課（学校再編推進室・指導室を含む）
2月16日	農 業 委 員 会 事 務 局	農業委員会事務局
	教 育 委 員 会	中央公民館
		城南地区公民館
2月20日	生 活 環 境 部	水道課
	財 務 部	財政課
2月22日	消 防 本 部	総務課、予防課、警防課、石岡・八郷消防署（柏原分署・愛郷橋出張所・山崎出張所を含む）
2月27日	教 育 委 員 会	東地区公民館
		スポーツ振興課（石岡・八郷総合運動公園を含む）

第2 監査の執行者

監査委員 出澤純夫

監査委員 菱沼和幸

第3 監査の範囲及び方法

令和5年度における定期監査は、監査対象部課等の令和5年4月1日から令和5年11月末日までにおける各事務事業の執行状況及び物品等の管理状況について、あらかじめ提出された監査資料等を補助職員が事前に検査した。

本監査においては、監査委員が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかについて、書類の検査、現物等の確認及び関係職員からの説明を受け、監査を執行した。

併せて、前回の指摘事項や例月出納検査での指摘事項の改善について、確認を行った。

第4 監査の結果

令和5年度執行中の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。引き続き、法令等を遵守した適正な事務処理に努められたい。

なお、共通事項及び各部署の監査結果は次のとおりであるが、軽微な事項については、その都度口頭で指摘し、所属長等に対して改善及び検討を要望したので記述を省略する。

1 収入事務について

収入事務については、財源の確保と公平・公正な市民負担の原則に基づき、市税や使用料等の収入未済額の解消に取り組まれているが、引き続き法的措置の実施も含めた効率的かつ効果的な収納対策に取り組み、より一層の収入確保に努められたい。特に、現年度分の収納対策を重点的に強化するなど、滞納初期の適切な対応に努め、新たな未収金の発生防止に取り組まれたい。

また、一部の事業において、歳入の徴収に要する経費をその歳入から差し引く事象が見受けられた。総計予算主義の原則（地方自治法第210条）に基づいた適切な事務処理を実施されたい。

2 支出事務について

支出事務については、未払い、支払遅延及び支出科目相違等が発生しない

よう、適正な事務処理を徹底し、また、課内においても組織的なチェック体制と進捗管理に十分留意の上、改めて支出事務の重要性について再認識をするとともに、関係法令等に基づいた適正な事務処理を執行されるよう要望する。

3 契約の執行について

契約については、引き続き透明性、公平性、公正性及び競争性を確保するとともに、法令等を遵守した適正な入札及び契約事務の執行に努められたい。

随意契約については、法令等及び随意契約ガイドラインに従い、随意契約でなければならない明確な理由や金額の妥当性等を判断するとともに、安易に前例を踏襲することなく、常に経費節減の意識をもって、慎重かつ厳正に取り組まれたい。また、随意契約は競争契約の方法によることが契約の性質又は目的上不可能、不利又は無意義である場合には認められる契約であることから、無用な事務処理を求めるものではないと考えられる。そこで、事務の効率化等も視野にいれつつ、適切な事務にあたられたい。

少額随意契約については、事務の軽減を主旨に随意契約ができる規定であるが、本来、競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し、少額随意契約とすることは適切ではない。また、予定価格は総額について定めることとなっており、委託業務等において実施の都度発注する必要性がなければ、一括して発注することにより事務の効率化を図り、契約の競争性、透明性等の向上に努められたい。

競争性のない随意契約（1者随契）については、透明性を高めるため、どのような調査を行い、どのような理由で、1者と判断した等の過程（理由）を具体的に明らかにし、市民に対する説明責任を考慮して実施することになっており、特に注意されたい。また、1者随意契約とした場合の見積書の徴取に関して、石岡市財務規則には明確に規定されていないため、規則等の見直しを検討されたい。

4 各種団体の出納事務について

当該団体の現金等は市の公金に属さないため、その取扱いについて地方自治法等の適用を受けることはないが、市職員が会計事務等を執行している以上、不祥事等が発生すれば公金と同様に市に対して信用失墜等の影響を及ぼすこととなる。そのような観点から、各種団体の出納事務を行っているものについては、現金、預金通帳及び印鑑等を施錠が出来るところで厳重に保管

すること。また、出納事務の際には所属長の決裁を受ける取扱いをするなど、不祥事防止のための管理チェック体制を徹底されたい。

なお、その他の事項についても、石岡市職員の団体事務兼職に関する要綱に則り、適切な事務を執行されたい。

5 補助金等について

補助金等については、その原資が市税をはじめとする貴重な財源で賄われていることに留意し、補助金等がその使途・目的に沿っているかや十分な成果が上げられているかなど、必要性、公益性及び効果等について検証されたい。また、補助金等交付申請から実績報告に至るまでの提出書類を適切かつ慎重に審査し、適宜領収書等の原本提示を求めるなど、けん制機能を発揮し、交付団体等への適切な指導・監督に努められたい。

6 時間外勤務について

所属長は、事務事業の進捗状況や事務配分等に留意して時間外勤務の命令等を行う必要がある。一部の担当職員に過度な負担がかからないよう、所属職員の勤務実態を把握し、計画的な事務の執行や事務配分の見直しを行うなど、適切な管理監督に努めるとともに、職員の健康維持や時間外勤務の縮減に向けて、事務の効率化や合理化に取り組まれたい。また、予算不足などの理由により、時間外勤務手当の未支給とならないよう勤務実態を正確に把握するとともに、関係部署と予算確保のための調整を行うなど、適切な対応に努められたい。

7 備品管理について

所管課で保有している備品については、市の公有財産であるとの認識を持ち、備品台帳とともに適切に管理されたい。特に、古くなった備品については、改めて現状を確認し、使用しないものは処分、必要があるものは更新等を検討されたい。

なお、一部の公用車等については、購入してから既に数十年が経過し、老朽化が進んでいるものが見受けられた。運転する際は、安全管理に十分留意するとともに、計画的に更新するよう努められたい。

8 自動車重量税について

車検時に支払う自動車重量税は、新車新規登録等から「13年を経過」した

場合、「18 年を経過」した場合には、税額が変更（増額）する。一部の部署において、当初予算に増額となる金額を見込まず、予算を流用する事象が見受けられたことから、今後は適切な予算措置に努められたい。

以下、各部署の監査結果については、次のとおりである。

【 市 長 公 室 】

秘書広聴課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

わがまち発信室

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

政策企画課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

【 総 務 部 】

防災危機管理課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

契約検査課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

【 財 務 部 】

財政課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

管財課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、一部の事業において、総計予算主義の原則（地方自治法第 210 条）に基づいた適切な事務処理を実施されたい。

【 生 活 環 境 部 】

市民課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

保険年金課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

水道課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

【 保 健 福 祉 部 】

高齢福祉課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

介護保険室

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

ふれあいの里石岡ひまわりの館

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

地域包括支援センター

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

こども福祉課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

健康増進課・石岡保健センター・八郷保健センター・地域医療対策室

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、車両が新車新規登録等 13 年を経過することで自動車重量税が増額する際の予算措置を適切に行われたい。

【 産 業 戦 略 部 】

商工観光課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

産業プロモーション課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

【 都 市 建 設 部 】

都市計画課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

道路建設課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

【 八 郷 総 合 支 所 】

総務課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

園部出張所

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

市民窓口課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

【 農 業 委 員 会 】

農業委員会事務局

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

【 教 育 委 員 会 】

教育総務課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

学校再編推進室

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

指導室

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

中央公民館

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

東地区公民館

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

城南地区公民館

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

スポーツ振興課・石岡運動公園・八郷総合運動公園

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

【 消 防 本 部 】

総務課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

予防課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

警防課

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

石岡消防署・柏原分署・愛郷橋出張所

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

八郷消防署・山崎出張所

財務に関する事務及び所管事務事業は、おおむね適正に執行されていた。